

うつくしま、エコ・リサイクル製品販売促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内で生じた廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、認定事業者が認定製品の販売促進事業を行う場合において、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定製品 うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱に基づき県が認定した製品
- (2) 認定事業者 認定製品を製造する事業者
- (3) 展示会等 認定事業者の受注及び販路開拓のための展示会、見本市その他これらに類するもの及び販売促進のための広報活動

(交付対象者)

第3条 第1条に規定する補助金は、認定製品の販売促進事業（以下「補助事業」という。）を行い、かつ、次の各号のいずれも満たす認定事業者（認定事業者で構成されるグループを含む。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 県税を滞納していないこと。
- (2) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (3) 展示会等において、「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」にかかる周知を行うこと。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、前条の者が展示会等に要する経費のうち必要と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとし、その額及び補助率は別表によるものとする。

2 消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 交付申請額の合計額が予算額に達した日の翌日以後においては、交付申請書の受理は行わないものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表に掲げる補助対象経費総額の20%以内の変更(増額を除く。)である場合をいう。

(変更の承認申請)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、様式第2号を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第3号により事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 交付対象者は、補助事業完了後に、速やかに様式第4号を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(別表)

補助対策経費及び補助額

補助対策経費 (※1)	補助額
① 出展料 (小間料) ② チラシ・ポスター・パネル作成費 ③ 小間の装飾料 ④ 認定製品等の運搬費 (補助者自ら運搬する場合は除く。) ⑤ 広告宣伝費 ⑥ 交通費 ⑦ その他知事が必要と認める経費	左の経費の合計額 (※2) に補助率の2分の1を乗じたものを補助額とする。

※1 消費税及び地方消費税相当分を除く。

※2 10万円以上とし50万円を限度とする。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。